

健康増進活動事業補助金 Q&A

健康局健康推進部健康づくり課健康づくりグループ

	質問	回答
1	補助対象事業が以前(平成26年度以前)と変更になっていますが、過去(平成26年度以前)に実施していた事業は対象になりますか？	補助の対象になる事業は、要綱第4条第1項で定めた事業が対象になります。 平成27年度以降、対象事業が変更になっていますので、補助金の交付申請の際はご注意ください。 なお、過去(平成26年度以前)に実施していた事業であっても、変更により対象外になる場合もあります。 判断が困難な場合は、担当までお問い合わせください。
2	別表1に補助対象事業の内容が定められていますが、これら以外の事業を実施しても補助の対象にはならないのですか？	大阪市では、大阪市健康増進計画「すこやか大阪21(第3次)」及び第4次大阪市食育推進計画に基づき「全ての市民がすこやかでこころ豊かに生活できる活力あるまち・健康都市大阪の実現」を目標としており、その実現に資する事業として、要綱第4条第1項で補助対象事業を定め、またその事業内容についても別表1の中で決めました。 そのため、「各対象事業の講習会等」、「調理実習」、「体操教室」、「歩育教室(ウォーキング教室)」以外のものは補助の対象外になります。 事業対象になるかどうかの判断が困難な場合は、担当までお問い合わせください。
3	区内には手頃な実施場所がないので、区外で実施してもよろしいですか？	本補助金は、一つの区の区域を対象として実施する事業を対象にしています。 そのため、講習会や調理実習、体操教室を区外で実施することは、当該の区民の方にとっては参加しにくいなどの不利益が生じるおそれがあることから適切とは考えていません。 ただし、歩育教室(ウォーキング教室)については、市内に点在する大規模公園、基幹公園等を利用することにより事業を実施しやすくなることから、上記の限りではありません。 しかし、いずれの事業であっても、 <u>市外で実施する場合は補助の対象になりませんので、ご注意ください。</u>
4	補助金の対象になる事業を予定しておりますが、事業経費が12万円程度なので、補助金は1/2の6万円と考えて事業を進めてよろしいでしょうか？	補助対象経費及び補助金額は別表1・2により算出します。 【交付申請書〔様式第1号〕により申請をしても、必ず事業経費の1/2交付されるわけではありません。】
5	補助金の対象になる事業を予定しておりますが、事業計画書別表はどのような内容を記入すればいいですか？ また、事業計画書別表にある「事業効果の測定方法」、事業実績報告書別表にある「得られた事業効果」という項目がありますが、事業の参加者に「健康意識が向上したかどうか」などのアンケートを行い、実績報告することを考えていますがよろしいでしょうか？	事業計画書別表の記入内容ですが、まず「事業目的」については、別表の下にあります(1)喫煙率の減少から(4)食育の推進までの該当するものを記入してください。「事業内容」も同様です。 次に「実施予定日」、「事業内容の詳細・実施場所」、「主な対象者(年齢)」、「参加者数見込」は計画されている事業に基づいて記入してください。 また、同一事業内容で複数の日で実施する場合は、最初に実施する日を「実施予定日」に記入し、それ以外の日は「備考」に記入してください。 事業実績報告書別表の記入は、事業計画書別表に記入した事業について実績を記入してください。 なお、「事業効果の測定方法」は適切な方法を検討していただき測定を行ってください。検討の結果、アンケートが適切な方法であれば、「事業効果の測定方法」としていただいても結構です。 ただし、アンケートは事業に参加したことによる意識変化など、効果を測定できる内容で必ず実施してください。

6	事業に必要な物品等を購入したときの証明書は、レシートでもよろしいでしょうか？	レシートでも結構ですが、 <u>必要事項が不明であったり、具体的な内容が印字されていないレシートは認められません。</u> また、領収書の場合は、但し書きが空白であったり、内容が具体的でないものなどは認められません。 <u>必ず内訳の内容が記載されたものを提出してください。</u>
7	事業の準備のため、物品を前年度中に購入する必要がありますがよろしいでしょうか？	補助金の対象となる期間は当該年度の4月1日から3月31日までとなっています。そのため、準備や精算のためであっても、基本的に認められませんので、ご注意ください。 ただし、業務の遂行上やむを得ない事由により本市の交付決定日以前に事業を開始することを市長が認める場合は、この限りではありません。
8	計画していた事業を中止または延期する場合、どのような手続きが必要となりますか？	【事業の一部を中止する場合】 中止する事業の開始予定日の30日前までに「大阪市健康増進活動事業補助金変更承認申請書」(様式第9号)を提出し承認を受けてください。 【事業の全てを中止する場合】 中止する事業の開始予定日の30日前までに「大阪市健康増進活動事業補助金中止・廃止承認申請書」(様式第11号)を提出し承認を受けてください。 【事業の日程を延期する場合】 補助金の対象となる期間(令和8年4月1日から令和9年3月31日)の間で延期を行う場合で、かつ補助事業の目的に変更がなく、補助金の額の増額の無い場合に限り、手続きは不要です。